

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【公開番号】特開2003-101183(P2003-101183A)

【公開日】平成15年4月4日(2003.4.4)

【出願番号】特願2001-286831(P2001-286831)

【国際特許分類第7版】

H 05 K 1/11

H 05 K 1/03

H 05 K 1/05

H 05 K 1/18

H 05 K 3/38

H 05 K 3/42

H 05 K 3/44

【F I】

H 05 K 1/11 H

H 05 K 1/03 6 1 0 R

H 05 K 1/05 A

H 05 K 1/18 A

H 05 K 3/38 B

H 05 K 3/42 6 2 0 A

H 05 K 3/44 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月13日(2004.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

樹脂組成物における各成分の含有量は、樹脂組成物全体を100重量部とした時、前記の絶縁性樹脂を5～30重量部、好ましくは7～15重量部、更に好ましくは9～11重量部とし、無機フィラーを70～95重量部、好ましくは85～93重量部、更に好ましくは89～91重量部とするのが適当である。無機フィラーの配合比率がこの範囲より多い場合には、樹脂組成物の流動性および接着性が低下し、金属箔と接着させることが困難になる。またこの範囲より小さい場合、基板の放熱性が不良になる。